

お元気ですか社協です

奥尻町
社会福祉
協議会

「社協会員」加入の ご協力をお願いします

社協では「誰もが安心して暮らせる町づくり」の実現に向けて福祉事業を推進しております。その財源の一助として、皆さん方が社協の会員となつて会費でご支援いただくのが会員（会費）制度です。制度の趣旨をご理解いただき、社協会員としてご加入いただき、ご協力下さるようお願い申し上げます。



相談窓口開設

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについての相談窓口を開設しています。各関係機関と連絡をとりながら適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

とき 毎週水曜日 午後1時～4時

ところ 社会福祉協議会相談室

電話 2局35991

FAX 2局3927

ご厚志ありがとうございます

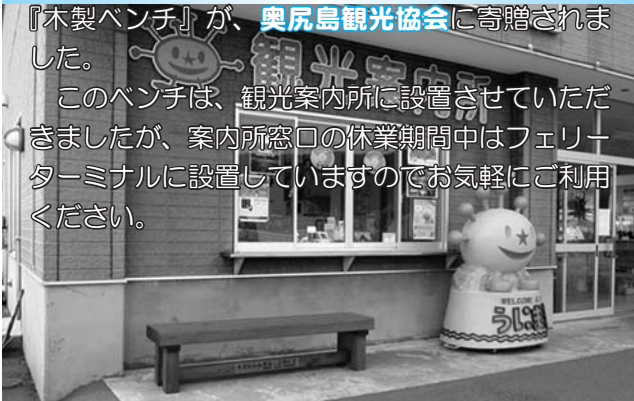
この度、福祉活動に役立ててほしいと次の方からご寄附をいただきました。
福祉活動に活用させていただきます。

- ◆谷地いも煮会 様 …… 6万3千3百円
- ◆石川裕子（字宮津）様 …… 10万円

江差信用金庫から 木製ベンチが寄贈されました

来年2月に創設90周年を迎える江差信用金庫より、地域住民の皆様へ感謝の気持ちを込めた『木製ベンチ』が、**奥尻島観光協会**に寄贈されました。

このベンチは、観光案内所に設置させていただきましたが、案内所窓口の休業期間中はフェリーターミナルに設置していますのでお気軽にご利用ください。



ゴミ箱周辺の除雪を！

冬は、ゴミステーションやゴミ箱周辺に雪が積もり、除雪をしていないとゴミの収集ができなかったり、次の収集時間が遅れたり、収集運搬に支障がでます。

また、他の人たちにも迷惑をかけることとなりますので、ゴミステーションやゴミ箱の上や設置周辺の除雪をお願いします。



路上駐車も除雪の妨げになります。ご協力を!!

江差税務署からのお知らせ

〈平成26年1月から、記帳・帳簿等の
保存制度の対象者が拡大されます〉

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う必要がなく、住民税の申告のみを行う方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、江差税務署 (☎0139-52-0078) までお問い合わせ下さい。

※お電話でお問い合わせの場合は、自動音声に従って「2」を選択後、所得税担当にお問い合わせ下さい。

空港管理事務所からのお知らせ

奥尻空港周辺に鉄塔等の高い建造物の設置又は植栽は、航空法により制限されているため、建造物等の設置計画されている方は、奥尻空港管理事務所まで、ご連絡下さるようお願いいたします。

◆お問い合わせ先

奥尻空港管理事務所

☎01397-3-2153

